

雑報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせします。

昭和41年8月19日

鳥取食糧事務所長 村越久夫

移転出張所名 庁舎所在地

鳥取食糧事務所吉支所三朝出張所 東伯郡三朝町字大瀬1256の1

受付

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則
- ◇訓令 鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を廃止する訓令
- ◇告示 保安林予定森林にする旨の通知
- ◇選挙告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇公告 クリーニング師試験の実施

規則

鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十一年八月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本江滋二

鳥取県規則第三十六号

鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則

鳥取県皇族奉迎本部設置規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第九号

鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十一年八月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本江滋二

鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を廃止する訓令

鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程(昭和四十一年六月鳥取県訓令第七号)は、廃止する。

附則

この訓令は、昭和四十一年八月二十三日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百三十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本江滋二

保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字川中宇奥山谷八五四の二(国有林)、八五六、八五八、大字安蔵字見打谷影平一二三〇(以上三筆国有林。次の図に示す部

- 分に限る。)
- (二) 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (一) 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字小船字カシナミ下ノ平一〇九五の三七、一〇九五の四四、字クソギ谷一一五一の四、一一五四の五、一一五一の六、一一五四の一一(以上六筆国有林)
- (二) 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (一) 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字若サビ二五四二の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)、二五四三(国有林)
- (二) 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 選挙管理委員会告示**
- 鳥取県選挙管理委員会告示第九号
(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十條の規定により次のとおり公表する。)
- 昭和四十一年八月二十三日
- 鳥取県選挙管理委員長 加藤 定 治

る報告書の要旨を、同法第二十條の規定により次のとおり公表する。

昭和四十一年八月二十三日

- 1 種 類 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨
- 2 期 間 昭和41年1月1日から
昭和41年6月30日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	1年1,000円以上の寄付		1年500円以上の寄付		1年1,000円以上の支出		1年500円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
加藤重蔵後援会	3	1,654,000			175	1,509,707	115	51,988	昭和41年7月30日
自由民主党鳥取県支部連合会		1,654,000			10	40,190	2	1,380	昭和41年7月14日
生長の党政治連合会鳥取県支部		31,700							昭和41年7月14日
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部		101,000			3	226,120			昭和41年7月14日
東部徳安後援会									昭和41年7月12日
鳥取県医師会連盟									昭和41年7月12日
鳥取県徳安後援会									昭和41年7月18日
民有林振興協会鳥取県支部									昭和41年7月12日

- 4 主たる寄附者及び支出
- (一) 寄附者
- | 政党、協会その他の団体名 | 寄附の種類 | 件数 | 金額 | 寄附者の氏名又は団体名 | 職業 | 住所又は主たる事務所所在地 |
|--------------|-------|----|------------|-------------|------|---------------|
| 自由民主党鳥取支部連合会 | | 1件 | 168,000円 | 自由民主党鳥取県会 | 政治家 | 鳥取市奥町 |
| | | 1件 | 360,000円 | 古井喜実 | 国会議員 | 東京都千代田区永田町 |
| | | 1件 | 1,126,000円 | 自由民主党 | 政治家 | 東京都千代田区平河町 |

(2) 支出	政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1	自由民主党鳥取県支部連合会	300,000円	14件	職員費
		80,000円	3件	事務所費
		123,140円	15件	雑給
		76,810円	22件	旅費
		159,300円	6件	電話料
		25,840円	5件	備品費
		12,500円	10件	広告料
		60,000円	6件	借家料
		33,720円	18件	通信運搬費
		12,290円	4件	消耗品費
		20,840円	4件	印刷費
		9,980円	8件	雑費
		40,000円	3件	役員費
		33,731円	1件	会議費
		63,804円	12件	組織部会費
		103,654円	20件	婦人部会費
		86,499円	9件	青年部会費
		43,760円	8件	産業部会費
		12,589円	1件	政調会費
		200,000円	2件	返済金
		11,250円	4件	予備費
2	生長の家政治連合鳥取県支部	16,440円	6件	会議費

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和41年8月23日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

1 試験の日時

- (1) 学科試験
 昭和41年9月16日（金）午前8時30分から午前11時30分まで

(2) 実地試験

昭和41年9月16日（金）午後1時から

2、試験の場所

- (1) 学科試験
 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁第1会議室（2階）
- (2) 実地試験
 鳥取市葦片原町 明日屋クリーニング店

3 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者
- (4) 厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた試験科目
- 4 試験科目
- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 5 受験手続
- (1) 提出書類
- ア 受験願書（別記様式による。）
- イ 履歴書
- ウ 写真（手札形で出願前6月以内に正面脱帽で撮影したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）
- エ 受験資格を有することの証明書

- (2) 提出先
- ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
- イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目2番地 鳥取県厚生部衛生課
- (3) 提出期間
- 昭和41年8月29日から昭和41年9月5日まで。ただし、郵送の場合は、9月5日付けの消印があるものまで有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 500円
- (2) 納付方法、(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。ただし、鳥取県以外に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で(1)に記載する金額を納入すること。
- 7 その他
- (1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は、実地試験用としてライツヤツ1枚及びスポン1本を持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

本 籍 住 所

氏 名

年 月 日 生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いいたします。

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日の翌日)

- 目 次
- ◇訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
 - ◇告 示 母樹林の指定の解除
計量器定期検査の実施
 - ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
 - ◇公 告 昭和四十一年度鳥取県警察官採用試験の実施
農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の実施

訓

令

鳥取県訓令第10号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十一年八月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員任免発令規程(昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表の第三の1を次のように改める。

1 任命

(1) 任命(特別職の職員の職を命ずる場合)

(1)

……に任命する

報酬月額(報酬日額)(給料月額)

……円を給する

任期は……年……月……日までとする

(2) 委嘱(特別職の職員の職を委嘱する場合)

(1)

……を委嘱する

報酬月額(報酬日額)(給料月額)

……円を給する

任期は……年……月……日までとする

○常勤の場合には「…(常勤)に任命する」とする。

(1) 職名とする。

(1) 職名とする。

この訓令は、昭和四十一年八月二十六日から施行する。